財政局契約第二課

物品・委託等及び設計・測量の早期発注契約における契約事務の一部見直しについて

物品・委託等及び設計・測量の入札において、これまで落札決定から契約締結までの間に事業者の皆様の責めによらない設計図書や積算等の誤りが判明した場合でも、入札の公正性を重視し、入札を取り消すことを原則としてきました。

しかし、早期発注契約の場合、落札決定から契約締結までの期間が長く、すでに履行に向けた準備 行為に着手しているなど、事業者の皆様に多大な不利益を及ぼすことから、入札は取り消さず契約の 締結手続を進める取扱いに見直しました。

## 1 見直し内容

早期発注契約において、落札決定から5日(休日を除く。)を経過した後に、事業者の皆様の責めによらない設計図書や積算等の誤りが判明した場合には、早期発注以外の通常の契約締結後の場合と同様に、入札を取り消さないこととします。

## 2 適用対象契約

平成30年度以降の早期発注契約で、落札決定から契約締結予定日までの日数が5日(休日を除く。)を超えるもの。

## 3 見直しの理由

契約規則第32条により、「契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から5日以内に契約書等を提出すること」としています。

早期発注契約においては、4月1日から履行を開始するために一定の準備期間が必要です。そこで、早期に落札者を決定していますが、4月1日を契約締結日としていることから、落札決定から5日以内に契約を締結(契約書の交換)することができません。

このような状況の中で、事業者の皆様の責めによらない設計図書等の誤りが判明したとき、契約締結前であることを理由に一律に入札を取り消すことは、事業者の皆様が進めてきた準備行為を無にすることとなり、多大な不利益を及ぼすこととなります。

そこで、誤りの判明が、落札決定日から5日(休日を除く。)を経過した場合には、契約の締結手続を進めることとするものです。

【お問い合わせ先】

財政局契約第二課 電話:045 (671) 2186